



令和7年5月22日

所沢市長 小野塚 勝 俊 様

所沢市上下水道事業運営審議会
会 長 北 野 大



下水道使用料のあり方について（答申）

令和6年7月24日付所水経第51号【諮問第4号】にて諮問がありました標記の件について、審議を重ねた結果、結論に至りましたので、下記のとおり答申いたします。

記

下水道は、市民生活や産業活動を支える重要なライフラインの一つであり、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、24時間365日絶えることなく、持続的かつ安定的にサービスを提供していくことが求められております。

所沢市の下水道事業においては、平成25年に公営企業会計を適用して以降、自らの収入をもって経営を継続していくことが難しく、一般会計からの繰り入れに頼らざるを得ない状況にありましたが、平成30年の下水道使用料改定以降、自主財源の確保にも積極的に取り組み、一般会計からの繰り入れも年々削減に努められております。

しかし今後は、人口減少や節水機器の普及等による排水量の減少が見込まれており、加えて、下水道管等の老朽化に伴う更新需要の増加や埼玉県流域下水道維持管理負担金の値上げ、物価高騰等の社会情勢の変化等、費用増大に影響を及ぼす様々な課題に直面しております。

こうした中、健全な事業運営を目指すためには、財務状況の適切な把握と分析を行った上で、使用料改定の必要性について検証を行い、改定が必要と判断された場合には、改定の時期を含め、適正な使用料水準及び体系について定める必要があります。

これを受け、所沢市上下水道事業運営審議会では、3回にわたり審議を重ね、様々な意見を集約して結論に至りましたので、次のように答申するものです。

1. 審議結果（結論）

下水道使用料のあり方について審議した結果、使用料改定は必要であり、下水道使用料改定（案）の内容は適切であると考えます。

2. 審議内容と意見集約

（1）使用料改定時期

今後の収支状況を試算した結果、所沢市の汚水処理に係る費用の一部である埼玉県流域下水道維持管理負担金が、令和7年度から単価改定となることに伴い、令和7年度に経常収支が赤字に転じ、令和8年度には適切な運転資金が不足することから、使用料改定時期は令和8年度からとすることが適切であると考えます。

（2）使用料改定率

所沢市下水道事業経営計画期間内に必要な費用を賄うための使用料収入を試算したところ、現行使用料では約43億円の財源不足が生じるため、15%の使用料改定が必要であるという結果が示されました。

この改定により、経営目標のうち優先順位の高い指標である「適切な運転資金の確保（現金残高20億円以上）」と「経常収支比率100%以上」を、計画期間内に達成できることから、平均改定率15%は適切であると考えます。

なお、経営目標の他の指標である「経費回収率100%以上」、「企業債残高の適正な管理」については、水道料金の改定と時期が重なったことによる使用者負担の軽減を考慮し、段階的な改善を検討する方針についても、適切であると考えます。

（3）基本使用料・従量使用料の割合

現在の使用料体系は、排水量の有無に関わらず使用者が負担する「基本使用料」と、排水量に応じて使用者が負担する「従量使用料」で構成される二部使用料制となっております。

下水道使用料で回収すべき経費のうち、施設の維持管理費等の固定的に係る費用については、基本使用料で回収することが望ましいとされておりますが、全てを基本使用料で回収した場合、下水道使用料収入に占める基本使用料収入の割合は非常に大きくなり、基本使用料が高額となってしまいます。

今後、排水量の減少が見込まれることから、排水量の変動に影響を受けづらい使用料体系を目指し、下水道使用料収入に占める基本使用料収入の割合を、現行の40%程度から45%程度に高める方針が示されましたが、その考え方は適切であると考えます。

また、今後の使用料改定の際には、段階的に基本使用料収入の割合を高めていくことを、引き続き検討してください。

(4) 原価割れ水量区分の改善

現在の使用料体系では、主に50m³以下の水量区分において、使用料単価が汚水を処理する費用(汚水処理原価)を下回る原価割れが生じております。これまで一定程度の収入が見込まれていた大口使用者の排出量が減少傾向にあることや、原価割れが生じている区分の使用者の割合が増加傾向にあることから、現在の使用料体系では、適切な収入の確保が困難になることが見込まれております。

そのため、原価割れしている水量区分の改定率を高め、原価に近づけることで、安定した収入の確保に努めるという考え方は、適切であると考えます。

また、使用者間の不公平感が少なくなるよう、段階的に原価割れの水量区分を解消していくことを引き続き検討してください。

(5) 基本水量制(※)の廃止 ※一定の水量の範囲で基本使用料のみの負担とする体系

現在の使用料体系は、10m³までを基本使用料に含む基本水量制を採用しておりますが、基本水量制は使用者間の不公平感がある等、国においても解消すべきとの見解が示されております。

また、節水機器の普及や、単身世帯の増加などの様々な社会的変化の要因により、多くの使用者が10m³までの区分に該当する状況であるため、今後安定した収入を確保するためにも、基本水量制を廃止する考え方は適切であると考えます。

(6) 使用料緩和措置の導入

「基本使用料収入の割合を45%」「原価割れの水量区分の解消」「基本水量制の廃止」を実施した場合、10m³までの基本水量内の使用者において、急激な負担の増加が懸念されます。そのため、10m³以下の従量使用料の単価をできる限り抑えた1m³あたり5円(税抜)と設定したことについては、少量使用者に対する使用料緩和措置として適切であると考えます。

また、今後の使用料改定の際には、適切な使用料負担を理解していただけるよう、従量使用料の単価設定を十分に検討してください。

3. 下水道使用料改定案

本審議会では審議を重ねた結果を反映した下水道使用料改定(案)として、別表のとおりとします。

4. 附帯意見

今回の下水道使用料改定においては、水道料金との同時改定による使用者負担の軽減を考慮し、所沢市下水道事業経営計画期間内において、経営目標のうち優先順位が高い指標である「適切な運転資金の確保」と「経常収支比率100%以上」を達成する改定率を提示いたしました。

しかしながら、他の指標である「経費回収率100%以上」、「企業債残高の適正な管理」が未達成であることから、毎年の進捗管理及び経営状況と事業進捗状況の評価・検証に努めるとともに、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて使用料改定を検討するようにしてください。

また、計画に基づいた更新工事の推進を実現するために、将来見込まれる下水道管等の更新需要の増大に伴う事業費の増加や、物価高騰等の社会情勢の変化に備え、必要な資金の確保を着実にを行うように努めてください。

なお、現在の計画においては、下水道使用料の改定を反映していないため、改定後に反映をするようにしてください。

5. むすびに

昨今、能登半島地震による耐震化未実施の下水道管等への甚大な被害の発生や、埼玉県中川流域下水道の下水道管老朽化による陥没事故など、下水道施設の維持管理のあり方が問われております。

今後も、所沢市下水道事業経営計画に基づき、適正な事業運営に取り組むことで、持続的かつ安定的にサービスを提供されることを期待します。

別表

下水道使用料改定案

1月あたり（税抜）

用途	基本使用料		従量使用料（1 m ³ につき）	
	排水量	金額	排水量	金額
一般用		830 円	10 m ³ まで	5 円
			11 m ³ から 20 m ³ まで	91 円
			21 m ³ から 30 m ³ まで	111 円
			31 m ³ から 50 m ³ まで	127 円
			51 m ³ から 200 m ³ まで	149 円
			201 m ³ から 500 m ³ まで	174 円
			501 m ³ から 1,000 m ³ まで	204 円
			1,001 m ³ から	234 円
公衆浴場用	100 m ³ まで	2,300 円	101 m ³ から	34 円
臨時用			1 m ³ から	234 円

新旧使用料比較表（一般用）

1月あたり（税抜）

使用料区分	排水量	現行	改定案	差額
基本使用料		660 円	830 円	170 円
従量使用料 （1 m ³ につき）	10 m ³ まで	0 円	5 円	5 円
	11 m ³ から 20 m ³ まで	83 円	91 円	8 円
	21 m ³ から 30 m ³ まで	107 円	111 円	4 円
	31 m ³ から 50 m ³ まで	125 円	127 円	2 円
	51 m ³ から 200 m ³ まで	149 円	149 円	0 円
	201 m ³ から 500 m ³ まで	174 円	174 円	0 円
	501 m ³ から 1,000 m ³ まで	204 円	204 円	0 円
	1,001 m ³ から	234 円	234 円	0 円